

国立大学法人電気通信大学学術院規程

平成22年 3月19日

改正

平成23年 7月20日

平成23年12月19日

平成24年 5月22日

平成27年 3月26日

平成28年 1月20日

平成28年 3月31日

平成28年12月27日

平成31年 3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則（以下「組織規則」という。）

第14条第2項の規定に基づき、学術院の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 学術院は、教育研究職員及び教育研究技師（以下これらを「教育研究系職員」という。）で組織する。

(院長及び副院長)

第3条 学術院に、学術院長、学術院副院長（以下それぞれ「院長」、「副院長」という。）各1人を置く。

2 院長及び副院長は、情報理工学域長又は大学院情報理工学研究科長（以下「学域長等」という。）をもって充て、学域長等の意見を聴いて、それぞれ学長が指名する。この場合において、学域長等が新たに選出されたときは、その都度意見を聴いて、指名するものとする。

(教授会)

第4条 学術院に、教授会を置く。

2 教授会は、専任教員で組織する。ただし、教授会が必要と認めた場合は、特任教員を加えることができる。

(教授会の運営)

第5条 院長は、教授会の議長となる。

2 院長は、教授会を主宰する。

3 院長に事故あるときは、副院長がその職務を代行する。

4 院長は、教授会の構成員の3分の1以上が審議事項を定めて会議の開催を請求した場合、教授会を招集しなければならない。

(教授会の議事)

第6条 教授会は、構成員の2分の1以上の者の出席がなければ会議を開くことができな

い。ただし、教授会開催日における授業担当、出張、研修及び1か月以上の長期療養中の者は、構成員の数に算入しないものとする。

- 2 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、次条第1項の議案にあつては、出席者の3分の2以上で決するものとする。

(審議事項)

第7条 教授会は、教育研究職員の選考及び昇任等、教育研究系職員の人事に関することについて審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

- 2 教授会は、大学院の運営に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院及び代議員会の構成及び運営に関すること。
- (2) 代議員会への審議の付託に関すること。
- (3) その他大学院の組織及び運営に関すること。

- 3 学長は、第1項に規定する事項を変更するときは、教授会の意見を聴くものとする。

(代議員会)

第8条 大学院に、代議員会を置く。

- 2 代議員会は、次の各号に掲げる者により組織する。

- (1) 院長及び副院長
- (2) 大学院情報理工学研究科選出の評議員
- (3) 大学院情報理工学研究科の各専攻長
- (4) 大学院情報理工学研究科各専攻（共同サステイナビリティ研究専攻を除く。）から選出された教授 各4人
- (5) 情報理工学域先端工学基礎課程長
- (6) 情報理工学域先端工学基礎課程から選出された教授 1人
- (7) 共通教育部長
- (8) 共通教育部から選出された教授 1人
- (9) 連携教育部長
- (10) 教育研究技師部長
- (11) 組織規則第18条の3第2項及び第19条第1項に定める各センターから選出された専任教授 2人
- (12) 組織規則第20条から第23条に定める教育研究組織から選出された専任教授 2人

- 3 情報理工学域副学域長及び大学院情報理工学研究科副研究科長が置かれる場合は、前項の代議員に加えるものとする。

- 4 前2項に規定するもののほか、代議員会が必要と認める者を加えることができる。

- 5 第2項第4号、第6号、第8号、第11号及び第12号に規定する代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員会の運営)

第9条 代議員会は、院長が議長となる。

- 2 院長は、代議員会を主宰し、院長に事故があるときは、副院長がその職務を代行する。

3 院長は、代議員会の構成員の3分の1以上が審議事項を定めて会議の開催を請求した場合、代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の議事)

第10条 代議員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、代議員会開催日における授業担当、出張、研修及び1か月以上の長期療養中の者は、構成員の数に参入しないものとする。

2 代議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、次条第1号の議案にあっては、出席者の3分の2以上で決するものとする。

3 代議員会は、必要と認めた場合は、構成員以外の者を代議員会に出席させて、意見を聴くことができる。

(代議員会の審議事項)

第11条 代議員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 教育研究系職員の選考及び昇任等、教授会から付託された教育研究系職員の人事に関すること。

(2) その他教授会から付託されたこと。

(委員会)

第12条 院長は、前条第1号に関する議案を審議するときは、教員選考委員会を設置するものとする。

(教育研究技師部)

第13条 学術院に、教育研究技師部（以下「技師部」という。）を置き、教育研究技師部長（以下「部長」という。）及び教育研究技師で組織する。

2 部長は、学長が指名する専任教授をもって充てる。

3 部長は、技師部を統括する。

4 部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 技師部に、教育研究技師部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

6 技師部及び運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学術院の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。